

資料・研究ノート

古代カンボジアの王権と *dron vrah* (神の区域) 〔Ⅱ〕

石 沢 良 昭*

Études d'Histoire Angkorienne [II]

Les biens du dieu à *Sam Paribhoga* (co-bénéficiaire)
et à *Pre Siddhi* (droit exclusif)

par

Yoshiaki ISHIZAWA

Les rois prescrivaient par leurs ordonnances de faire la part entre les biens du dieu et ceux des Pura, autrement dit entre le domaine du dieu et celui des Pura. Ces nombreuses donations ne pouvaient être acquises par les particuliers et passaient en fait dans les mains des religieux (*Pamnos*); cependant, de temps en temps, les particuliers les dérobaient et s'appropriaient entre autres offrandes, les esclaves et le riz. Les fondations religieuses bénéficiaient de l'immunité fiscale en vertu des ordonnances royales et semblent avoir joui d'une certaine autonomie vis-à-vis des Pura.

Ces biens ou revenus du dieu avaient été mis en commun avec ceux d'un ou de plusieurs autres sanctuaires (vieux khmer: *Sam Paribhoga*, sanscrit: *micrabhoga*), lesquels pouvaient d'ailleurs d'associer, mais ne partageaient pas leurs revenus avec les Pura. Par contre, le dieu est seul bénéficiaire des biens qui lui sont offerts pour son usage exclusif sans qu'il soit co-bénéficiaire avec le dieu d'un autre sanctuaire (vieux khmer: *Pre Siddhi*, sanscrit: *Siddha*). On mettait nécessairement par écrit les ordonnances royales pour assurer une garantie judiciaire dans ces deux systèmes de propriété du dieu.

C'est à l'époque du Préangkor et jusque dans les débuts angkoriens que la civilisation khmère prit sa physionomie prototypique laquelle ne subira pas de changement notables par la suite. Il serait plus difficile d'établir une nette séparation entre les époques préangkorienne et angkorienne, au point de vue des rapports concrets entre le pouvoir royal et le domaine du dieu. Disons cependant que notre étude présente essentiellement un tableau du Préangkor malgré notre documentation fragmentaire.

Ⅵ 神の財貨をめぐる「聖」と「俗」

寄進は、篤信を物質によって具現する宗教行為である。寄進主は冥加を願って施与するが、碑文ではそうした篤信の御利益が寄進主本人だけに限るという厳しい制限をつけている。¹⁵⁸⁾

「[しかし], Yajamāna (供奉者=寄進主)の両親, 息子たち, 縁者たちは神の財貨を *bhuj*

* 聖マリアンナ医科大学

158) K. 81 A 34節 *ISCC*(I) pp. 15, 20.

（享有する）ことがない。[それは] その *Pramāṇibhāva*（権利の基準がない）からにはかならない。」

と述べて、寄進による受益者の範囲に肉親や親戚を含めないという内容である。これは寄進以前の問題の中に、一般の財貨の所有者（寄進主）と非所有者（非寄進主）の区別が明確であったことに由来し、その物貨に対して *Pramaṇa*（権限・権利）を持っているかどうか、つまり所有しているかどうかの問題になってくる。当時の社会では、諸貨の所有（私有）がはっきりしっていて、そうした所有の概念を反映して寄進の受益者を厳しく限定しているものと思われる。

寄進という形を踏んだ *dravya vraḥ*（神の財貨）は、形のうえでは神の所有物であった。*Ang Chumnik* の碑文では、¹⁵⁹⁾ *Siṃhadatta* が施与した *dāsa*（奴隷）や *ārama*（園地）などを挙げ、「*tad eva devasyam iti*（それらすべては神の所有に帰する。）」と述べている。寺院の諸貨が、実際上の管理・運用をする *paṃnos*（僧）とは別の次元で、文字通り神の所有するものとして明記している。しかし、そうした *dravya vraḥ*（神の財貨）の一つである「*canlek yugala*（二重の着物）」は、*sre*（田地）と交換ができた。¹⁶⁰⁾

「*Jāñ* に在る神の田 [のうち] 1 *tloñ* [が穫れる] 5 *mā* [の面積の田] は、¹⁶¹⁾ *Poñ Vinaya* から与えられた [が]、[それは] 神の財貨の二重の着物 5 *yau* との [交換] によって得た。」

このほか神・*ārama* の田地は、寺院の財貨の *canlek*（布地）や *taṃliñ* 単位 of *prak*（銀）との交換によって *Poñ* から取得した。神の財貨の一部は田を入手するため交換商品として使用され、数人の *Poñ* が合同でこの取引に応じている。当時の商取引は貨幣を欠いていたので、経済生活の基本材である土地・米穀・特産品・布地・銀などが商品貨幣の役割を果たしていた。

神の財貨に関する碑文を検討していくうちに、名義上だけ神の田となっていた田地のことが *Tà Kèv* の碑文に載っている。¹⁶²⁾ *Mratāñ Içānapavitra* は13カ所の田地を神に寄進したが、その田地の来歴に言及して、

「*Jlañ Kaol* に在る *sruk*（地方・村）の *V.K.A.* の主 [=神] と *jāhv*（取引した）1 *mā*, 2 *je* の *aṃruñ*（面積）をもった田は、*jñāhv*（値段）として *dar*（求められる）*srū*（粃米）が 10 *tloñ* で、この値段を *dmār*（請求する）のは、*Poñ Çveta* であり、さらに *Poñ Vreñ* の *Cpoñ*（兄？）の *Poñ* のために *srū* を 10 *tloñ*, *Poñ Rtu* のために二重の着物

159) K. 53 25節 *ISCC* (XI) pp. 68, 71.

160) K. 41 6-8行 *IC* vol. VI pp. 32, 33; 「*canlek*（現代カンボジア語 *saṃliek*）」は、「布地・衣料」を示す。それらは時々「*yugala*（二重の）」で形容され、また「*yau*」の単位で数え上げられる（*IC* vol. II p. 42 n. 7）。

161) 「*tloñ*」は *Préangkor* 期の「米穀収穫高の」の数量単位で、*Angkor* 期の「*thlvañ*」にあたる。また、梵語の「*khāri*」に一致する。「*mā*」は *Tà Kèv* の碑文（K. 79 *IC* vol. II p. 69 n. 5, p. 71 n. 6）の中に「*mā je 2*」の表記で載っているが、それを「2 *je de mā*（もしくは 2 *je par mā*）」の形に訳出するのは疑問に思われる。たぶんそれは「(1) *ma 2 je*」と考えたほうが適當のようである。この碑文における「*tloñ mā 5*」は、前例にならって「1 *tloñ*, 5 *mā*」とすべきであろう（*IC* vol. VI p. 32 n. 4）。

162) K. 79 9-13行 *IC* vol. II pp. 70-71.

aṃval 1 *yau*, さらに *Poñ Somavindu* と *Poñ Çubhaṅkara* のために二重の着物 1 *yau*,
加えて 1 *mā*, 2 *je* の *Jlañ Kaol* のこの田地と交換の田。」

とある。売主については、G. Coedès 氏は「地方の神、もしくは *sruk* の長」と注釈しているが、¹⁶³⁾「*sruk* の長」が「*Vraḥ Kamratāñ Añ*」の *titre* を持った例はほかになく、神に V.K.A. の *titre* を必ずつける事実から、地方の神である可能性が強い。*Jlañ Kaol* の *Sruk* に神が安置されていて、その寺院が田地を所有していた。田地を売却したけれども、その代価を受け取ったのは、*Poñ* の *titre* を持った人たちであった。従って、この神の田というのは名目上だけであって、実際の所有者は *Poñ* たちだったことになる。彼らはこうした名義借用によって何らかの利益を得ていたのではないだろうか。当時の一般の *pura* の区域においては *Āḍhyapura* の長が *ākra* (税) の *dāna* (上納) を免除した例があるごとく、¹⁶⁴⁾ 各種の賦租を課していたと思われる。しかし、神の区域・財貨が *pura* のそれと区別されていた事実を考えるならば、そこに名義借用の何らかの理由と意味があったと推察できる。だが、*Préangkor* 期の碑文では *āçrama* (神) の場に *āk[a]ra* (賦租) および *nivandha* (収入) を *oy* (奉納する) 例はあるが、¹⁶⁵⁾ 逆に *āçrama* の場から賦租を徴収したとか、またそれを免除される特権があったなどについて直接触れた碑文はない。しかし次代の *Angkor* 期の碑文では、*an̄ak vraḥ* (神の人たち) を他種の役務に就かせることの禁止、¹⁶⁶⁾ 寺院の財貨が *khloñ viṣaya*(*viṣaya* の長)の *svatantra* (権限) 下に属さないこと、¹⁶⁷⁾ 寺院から *rājakārya* (賦役労働) を求めないこと、¹⁶⁸⁾ 各種財貨の税の免減などについて述べており、¹⁶⁹⁾ 寺院は経済上のいろいろな特権を持っていたことが判明する。領域・財貨における聖・俗の完全な区別事例を間接的な証明材料として *Angkor* 期の寺院の特権の事実を加味して考えるならば、神・*āçrama* の場には何らかの経済・財貨上の諸特権を持っていたと考えるのが至当であろう。そうすると、*Poñ* の人たちはこうした寺院の経済上の特権を利用して、*ākara* (賦租) の免減などの適用を受けていたと考えられないことはない。

神の場は、一般の *pura* と区別されていたものの、一方では *Poñ* の人たちやその他の諸 *titre* 保持者が多大の諸貨を施与していることから推察して、一般の人たちに開かれた場所であり、両域の間には頻繁な往来があった。寺院と世俗の人たちの間のこうした出入りは、両者の間に種々のもめごとを引きおこしている。*Sambór* (*Trapāñ Prei*) の碑文では、¹⁷⁰⁾

「V.K.A. *Çrī Amareçvara* [寺院] に住む *ge* (人たち) の糊口として割り当てられた *rañko*

163) *IC* vol. II p. 71 n. 4 参照。

164) K. 53 19-20節 pp. 64-72 *ISCC* (XI);「*ākara* (*Préangkor* 期: *ākra*)」は物納の賦課租を意味し、「*kāra*」は租税一般を指している (*IC* vol. II p. 42 n. 2)。

165) K. 561 VI 節, 7-8, 36行 *IC* vol. II pp. 40-43 および p. 42 n. 2 参照。

166) K. 878 11-12行 *IC* vol. V pp. 89, 90.

167) K. 957 16行 *IC* vol. VII pp. 138, 139.

168) K. 831 22-23行 *IC* vol. V pp. 148, 149.

169) K. 659 6-13行 *IC* vol. V pp. 144, 145.

170) K. 127 11-13行 *IC* vol. II pp. 89-90.

(脱穀米)と同じく、捧げられたこれらの kñuṃ(奴隸)を dañ(連れ戻した)り,¹⁷¹⁾ kmi
(弁護した)り,¹⁷²⁾ sāk(盗む)人たち」

のことが書いてあり、神の kñuṃ(奴隸)や rañko(脱穀米)を流用していた者がいたことを指摘している。つまり、寺院の重要な財貨で、かつ人間的側面を認められていた kñuṃ は、寄進という形を通じて所属およびそれに対する権利関係の変更が行なわれたのであった。しかし、彼らを無断で連れ戻し、密かに匿まい、盗み出していた不法者がいた。rañko についても同様であったところから、寺院側は碑文の中で地獄を引き合いに出して一般の人たちに警告したのである。公私の別をわきまえない世俗の一部の人たちは、必要な時に寺院の財貨を持ち出し、自分の所有物として使用した。寺院に帰属している諸貨は、不心得者たちによって持ち去られたり、売却されたり、また名義借用など、世俗との間に悶着を引きおこしていた。こうした事態に対して、前述の Prāḥ Kūhā Lūoñ の碑文では、¹⁷³⁾ 寺院の dhana(財貨)がある特定の puruṣa(人)のものではなく、tāpasa(僧)がそれらを pātya(有する)人であると述べ、これが寺院の規則であることを Jayavarman I の ājñā(命令)で確認し、dhana(財貨)に関する厳格な考え方を示している。裏をかえせば、paṃnos(僧)の財貨に対する執着は、世俗の富財が宗教の諸活動を容易に展開できる威力を持っていたところから生じているのだろう。

寺院の家産は、当時の社会の権利関係の中で現実的には paṃnos の掌中にあるが、建前として神の所有に帰するがゆえに、特別に扱われるのである。その特別な扱いの内実というのは、一般の pura と異なる財政上の諸特権のことであったと想定され、その特権にあやかりようとして、名義貸しなどがあったようである。

VII 「saṃ paribhoga」と寺院財貨の在り方

寄進財貨をめぐる、寺院と世俗の人たちとの間のトラブルは、逆に両者の悪い密着ぶりを示しているが、寺院内は paṃnos(僧)と kñuṃ(奴隸)だけですべてを動かしていたのではなく、世俗の様々な力添えが背景となっていたと考えるほうが自然であろう。そうした諸々の協力の中で、寄進という宗教行為が寺院存立の大前提になっていたことは自明の理である。神への篤信を伝える碑文を検討していくと、財貨が他の寺院(時には複数の寺院)との共用に充てられる場合と、反対に一つの寺院だけの専用財貨になっている場合があることに気付く。こうした寺院財貨の二つの所有・寄進形態は他の寺院との合併時に際して、また、多大の財貨の寄進もしくは新寺院の建立時に取られた措置である。

171) 「dañ」は現代カンボジア語の「tōñ=引き出す、引き連れる」にあたる。IC vol. II p. 90 n. 5.

172) 「kmi」は現代カンボジア語の「khmei=努力する、努める」にあたるが、古い意味は「頼む、とりなす」であった。IC vol. II p. 18 n. 2.

173) K. 44 A III-IV 節 IC vol. II pp. 11-12.

宗教の区域である神・*āçrama* の場には、その規模に応じて幾つかの神が併祀されていたが、それぞれの神（寺院）はお互いに財貨の一部を併せたり、融通しあうことがあった。¹⁷⁴⁾ その動機や力関係は判明しないが、他の寺院と各種の財貨や収獲物を共同で使用し、また、その一部を供与したり、共存のためにそれぞれ固有の財貨を効果的に共用財貨としていた。こうした財貨の共用は古クメール語で、「*saṃ paribhoga*」（梵語では *miçrabhoga*）という。¹⁷⁵⁾

これと対置する形態が財貨およびその使用先を特定の寺院だけに限定するという「*pre [pra] siddhi*」（梵語では *siddha*）」の措置である。¹⁷⁶⁾ その財貨は指示された寺院のみしか使用できない場合であり、必ず *ājñā vraḥ*（王の命令）が添えられている。寺院の財貨に関して異なるこの二つの存置形態は、Angkor 期においても随所に見られる。¹⁷⁷⁾

先ず、寄進しようとする各種の家産を他の寺院と共同で使用する「*saṃ paribhoga*」の問題であるが、すでに *droṇ*（区域）のところで述べた Jayavarman I の命令は¹⁷⁸⁾ 神々が *droṇ vraḥ*（神の区域）を「*saṃ paribhoga*（共同で使用する）」が、*pura* のそれとは *vom saṃ*（共同でない）ことを明記し、神々の *droṇ*（区域）の共用と、聖・俗の領域の区別を告示している。これと同時に、400名（記載実数212名）の *kñuṃ*（奴隸）を各寺院へ配置したと書いている。同じく Jayavarman I の命令は、¹⁷⁹⁾ *bhūti*（財貨）が *Utpanneçvara* 神の「*pra siddhi*（専有する権利）」であると明言しながら、その神が所属する *Çreṣṭaçrama* の財貨と *smam*（併せて）使用すると述べており、実際上は共用に充てている。*Vât Coñ Êk* の碑文では、¹⁸⁰⁾ やはり *ājñā vraḥ*（王の命令）を掲げて、「*Cuñ Muh* にある *V.K.A. Siddhāyatana*（神）に関する王の命令：*V.K.A. Çri Acaleçvara*（神）と *saṃ paribhoga*（財貨を共同にする。）」と記し、*kñuṃ*（奴隸）をはじめとする各種の家産リストを挙げ、それらが共同使用の対象となっ

174) K. 44 B 2-4行 *IC* vol. II pp. 11-12.

175) 古クメール語では、「*paribhoga*」が「財貨」もしくは「所得・収益」を、「*saṃ*」が「共有の・共同にされる」を意味する (K. 51 *IC* vol. V p. 14)。梵語では「*miçrabhoga*（「共用の・共同の利益」の意）が使用されているが、同様の意味で梵語の「*upabhoga*」（K. 493 V 節 *IC* vol. II p. 15）および「*ekabhoga*」（K. 22 V 節 *IC* vol. II p. 144）が用いられている。古クメール語碑文中に「*miçrabhoga*」をそのまま使用している例もある (K. 563 1-2, 7-8行 *IC* vol. II pp. 198, 199)。Angkor 期においても同じ意味で両語が使われている (Bhattacharya, K. “Le Vocabulaire” pp. 12, 56)。梵語としての「*paribhoga*」は近代文芸用語で「食する」という意味の動詞に使用されている (Lewitz, S. 1971 “Recherches sur le vocabulaire Cambodgien (VII)” *J.A. Tom. CCLIX* p. 109)。

176) 「*pre siddhi*」の表記は「*saṃ paribhoga*」と相対立する。前者の場合は、神が米穀（など家産）の供給を受ける唯一の受益者であり、後者は（それら財貨を）他の神と共用することである (K. 904 *IC* vol. IV p. 62 n. 2 参照)。梵語「*siddha*」は *Tûol Pràsât* の碑文 (K. 158 XXXIII 節 *IC* vol. II pp. 102, 108) の中で「独占的に取得したもの」の意味である。だが、もう一方ではクメール語碑文中にしばしば使われている「*siddhi*（専有する権利）」がこれに結びつく (Bhattacharya, K. “Le Vocabulaire” p. 63)。

177) K. 842 XXXVII 節 *IC* vol. I p. 151; K. 263 XXVII 節 *IC* vol. IV p. 126; K. 92 XIX 節 *IC* vol. V p. 231; K. 415 2行 *IC* vol. V p. 86; K. 669 XLVIII 節 *IC* vol. I p. 169; K. 256 II 節 *BEFEO* Tom. XXXVII p. 394.

178) 注30)参照。K. 137 3-4, 5-35行 *IC* vol. II pp. 115-118.

179) 注149)参照。K. 44 B 2-4行 *IC* vol. II pp. 11-12.

180) K. 426 1-5行 *IC* vol. II pp. 121-122.

た財貨である。王の名前は不詳である。某 Poñ が kñuṃ (奴隸) や田地, 樹林, 家畜を神に寄進したが,¹⁸¹⁾ その Nārāyaṇa 神は特に kñuṃ と sre (田地) のことで Kapilavāsudeva 神と「saṃ miṣrabhoga (生計を共に営む)」ことにしたと書いている。この前文の梵語文には Jayavarman I の命令が載っているが, Viṣṇu 像の建立を述べているだけで, この saṃ miṣrabhoga の件については触れていない。

Tūol Añ Tnòt の碑文の梵語文には,¹⁸²⁾ 「Jayavarman I は śaka 603年 [681年] に Ārī Khaṇḍaliṅga という〔神〕に Raṇḍāparvateṣvara (神) を miṣra[bhoga] (共にさせた)」とあるが, クメール語文では Poñ Vidyakumāra が「V.K.A. Ārī Khaṇḍaliṅga (神) と saṃ paribhoga (財貨を共用する)」と書き, その相手の神名を記していない。両語の碑文を吟味すると, Khaṇḍaliṅga は, Poñ をはじめとする諸 titre 保持者たちから rañko (脱穀米) や canlek (布地)・kñuṃ (奴隸) など多大の家産や産物の寄進を受け, たとえば sre (田地) の aṃruṇ (広さ) や境界もはっきりしているなど, 規模の大きな寺院であることが分かる。しかし, 梵語文の Raṇḍāparvateṣvara 神はクメール語文の Kañjrap の神に相当するが,¹⁸³⁾ その Kañjrap 神は, 「aṃruṇ sre ta dai gui kañjrap tloñ 1 kñuṃ 1 (Kañjrap の〔神の〕田の広さとその他〔の財貨〕は, 1 tloñ と奴隸1人)」であったというから, 小さな構えの寺院である。さらに, 両寺院の規模の大小は, 「V.K.A. Ārī Khaṇḍaliṅga(神)の āk[a]ra (賦租) の jaṃnon (支給) は, 年間に rañko (脱穀米) 1 tloñ, aṃval の布地 1 vlah」(クメール語文) と Khaṇḍaliṅga 神のことが書かれているのに対して, Kañjrap の神 (=Raṇḍāparvateṣvara) には, 「決められた nivandha (収入) と同じく祭儀のたびに米を」(梵語文) と記され, 両者の差は歴然としている。従って, Kañjrap の神は Khaṇḍaliṅga 神に依存し, 各種の便宜の供与を受けなければ, 十分な宗教活動ができなかったかもしれない。ただ, 寺院のための ākara(賦租)および nivandha (収入) が実際にあったかどうか不明であるが, 同碑文の別のところには Poñ Bhavacandra が ākara (賦租) の一部として rañko (脱穀米) などを Khaṇḍaliṅga 神や paṃnos (僧) に捧げている。¹⁸⁴⁾ 神の区域・財貨が他の神のそれと併されて共同で使用されるという共用・併合は, 王の権威の下で実施された。「saṃ paribhoga」の措置が取られるのは, 何らかの宗教・政治的理由があったり, その寺院の規模が小さく, 他の寺院の区域・財貨を併せなければ, 寺院の十分な活動ができないという経済的事由も考えられる。

次に, 「saṃ paribhoga」を行なう動機であるが, 前記のごとく新たに多大の寄進を受けた時および新寺院の建立の時がきっかけになっている。Jayavarman I の āmātya (大臣) Jñā-

181) K. 563 1-2, 7-8行 IC vol. II pp. 198-199.

182) K. 561 II 節, 34-35行 IC vol. II pp. 39-44.

183) 「Kañjrap」は「jrap (現代のカンボジア語 črop) から派生した語で, 意味は「(痛みや苦しみに) うなだれる」である。「raṇḍā」は梵語で不品行な生活の女を表わす蔑視的な語句である。たぶん「Kañjrap」はその昔にいくらか「恥じている」ことを意味していたと思われる。(IC vol. II p. 39 n. 3.)

184) K. 561 7-10行 IC vol. II pp. 40, 42.

nacandra が *Āmerātakeçvara* 神を建立したとき、¹⁸⁵⁾ 以前からあった二つの *deva* (神=寺院) の財貨を「*eka* (同一に) *upabhoga* (使用すること)」にしたと述べている。碑文に *Jayavarman I* のことが載っているのも、あるいは王の認許を得ていたのかもしれない。とにかく、新寺院の創設に際して、既存の2寺院を吸収合併し、献供財貨をその2寺院と共有にしたのである。同様に、王の高官 *Dhānyākarapati* (穀物庫の長) は、¹⁸⁶⁾ *Çitikaṇṭheçvara* 神の創建時に *kñuṃ* (奴隸) 総勢135名を含む二つの *sruk* (村) と20カ所の田地を施与したが、その際「*V.K.A. Çrī Gaurīpatiçvara* (神) と *psaṃ paribhoga* (財貨を共用にする)」と述べている。これも新寺院建立の際に他の寺院に各種の便宜を供与する例である。こうした時機を捉えて「*saṃ paribhoga*」の措置を決定するのは、施主で創建者の *Jñānacandra* であり、*Dhānyākarapati* であった。つまり、寄進主の意向が他の寺院との「*saṃ paribhoga*」に踏み切らせたのであった。

さらに、「*saṃ paribhoga*」の相手が複数の神である場合がある。「*Pañcarā* にある〔幾つもの〕*āçrama* は、¹⁸⁷⁾ *V.K.A. Vravok* 神と *miçrabhoga* (共にする)」とあり、*Pañcarā* の *kloṇ* (長) が各種の家産を献供している。複数の *āçrama* が他の神(寺院)と結びついて存立していたことを示している。また、別の碑文では、¹⁸⁸⁾ *Mratāṇ Indradatta* が *Madhur[īpu]* 神に51名の *kñuṃ* (奴隸) を寄進したが、その神の *paribhoga* (財貨・収益) を *Puruṣavadasvāmi* と *Svāmi Cāturvidya...* の両神が *saṃ* (共用する) と述べている。実際には碑文に掲げた *kñuṃ* (奴隸) を財貨の一部として共用したのかもしれない。

各種の家産リストを掲げ、「*saṃ paribhoga*」の指示がある中で、特に *kñuṃ* (奴隸) を共同で使用している場合がある。*Mratāṇ Antār* は、¹⁸⁹⁾ 「*V.K.A. Kamratāṇ Teṃ Krom* (神) と *saṃ paribhoga* (共有する) ところの…*çvara* 神の *kñuṃ*」と書いている。その *kñuṃ* の中でも祭祀の演出に必要な *ramaṃ* (踊り手)・*camreṇ* (歌手)・*tmīṇ viṇa* (インド・ギター奏者) などが入っている。これは寺院の専門職の *kñuṃ* を他の寺院にも貸すという形式の共同使用であろう。次に、*kñuṃ* の職種は不明であるが、小乗仏教者のタイトル *Pu Caḥ Añ* をもつ *Bodhisuṣṭha* は、¹⁹⁰⁾ *kñuṃ* を他の *āçrama* と共用にしている。

「…*n It* に在る *V.K.A. (Buddha?)* は *V.K.A. Çivapattana* と *saṃ paribhoga* (財貨を共用する)。 *Pu Caḥ Añ Bodhisuṣṭha* が …*āçrama* と *psaṃ* (共同にする) ところの *kñuṃ* たち」

と述べている。また、別の碑文では、¹⁹¹⁾ 寄進された *kñuṃ* が財貨の一部として複数の神の共

185) K. 493 V 節 *IC* vol. II pp. 150, 151; *Vāt Po* の碑文では「*ekabhoga*」を使用している (K. 22 V 節 *IC* vol. III p. 144)。

186) K. 155 2-4行 *IC* vol. V pp. 65, 67.

187) K. 728 2-3行 *IC* vol. V pp. 83-84.

188) K. 51 1-3行 *IC* vol. V pp. 14-15.

189) K. 557-600 Est 1行 *IC* vol. II pp. 22-23.

190) K. 163 II(1-4) 行 *IC* vol. VI pp. 100-101; “*Pu Caḥ Añ*” については *IC* vol. VI p. 9 n. 1 参照。

191) K. 127 13-15, 19-20行 *IC* vol. II pp. 89, 90.

用に充てられている。「Mratāñ Īçvaravindu から V.K.A. Maniçiva (神) と同じく V.K.A. Suvarṇaliṅga (神) に aṃnoy (献供) された kñuṃ たちは, V.K.A. Çri Amareçvara (神) と psam upabhoga (共同で使用する)」と記し, 3カ所の寺院が kñuṃ を共用することを述べている例である。こうした kñuṃ の共用は, Angkor 期になると数カ所の寺院が guṇa (人員=kñuṃ) を共同で使うという「sagaṇa」もしくは「sam gaṇa」の方式に発展し,¹⁹²⁾ それは「sam paribhoga」から人の部分だけが分離した形である。

そのほか, 「sam paribhoga」に関する碑文のうちで, 寄進主から aṃnoy (献供) があつた諸貨を, 他の神と sam paribhoga に処するという内容が書かれている。しかし, その措置が施主もしくは創建者の意志なのかどうか判明しない場合が多い。例えば, Poñ Prajñākīrti の Suvarṇaliṅga 神への aṃnoy (献供品) は,¹⁹³⁾ Çaṅkaranārāyaṇa 神と「sam paribhoga (共同で使用する)」, という内容で, その財貨名を挙げている。また, Mratāñ Çucidatta の Puṣpa-vaṭasvāmi 神への寄進品は,¹⁹⁴⁾ Puṣkarākṣa 神との「sam paribhoga」である。それに, 693年の Tūol Tramuñ の碑文では,¹⁹⁵⁾ Poñ Brahmaçakti と他の2人が共同で Kedāreçvara 神に aṃnoy (献供品) を捧げたが, その aṃnoy の中で kñuṃ (奴隸) と sre (田) について,

「〔これらの〕 kñuṃ (奴隸) の āvāsa (住地) および sre (田) は, Bhagavat Çaṅkarakīrti に pakṣa (属する) vraḥ (神) および āvāsa (住地) 〔の財貨〕と, vraḥ (神=Kedāreçvara) に充てられた sam paribhoga (財貨〔と〕を共同で使用する)」

とある。Kedāreçvara 神に属する āvāsa (住地=村) や田地が Bhagavat Çaṅkarakīrti の領域のそれと併されるという内容である。これらの碑文には寄進主の意志表示がなく, 曖昧な文脈であるが, 前出の Jñanacandra および Dhānyākaraṇapati の2例でも証明ずみのように,¹⁹⁶⁾ 施主の意向(信仰心)とは無関係に「sam paribhoga」の措置が執り行なわれることはないだろう。

「sam paribhoga」は, 結果的に寺院の諸貨および各種の収益 (raṅko など) の一部分あるいは全体を共用・供与もしくは合併することである。その対象となる物貨は, 「sam paribhoga」の記載箇所の前後どちらかにその種類・数量などが幾行にもわたって掲げてある。「sam paribhoga」の時機は, 多大の寄進品の受領, 他寺院との合併, 新寺院建立などに際して実施されるが, この措置が必要な理由は, 寺院そのものの規模に大いに関係がある。āçrama の場を共にする神々の間では, 受領財貨を互いに併せているが,¹⁹⁷⁾ 大寺院が財貨を部分的に共用・供与

192) K. 842 21行 IC vol. I p. 151; K. 212 16行 IC vol. III p. 30; K. 257 10, 11行 IC vol. IV p. 142; K. 659 9行 IC vol. V p. 144; K. 650 6行 IC vol. V p. 170; K. 99 6行 IC vol. VI p. 108; K. 165 13行 IC vol. V p. 135.

193) K. 926 4-5行 IC vol. V p. 21.

194) K. 6 1-8行 BEFEO Tom. XXXVI p. 6.

195) K. 582 3-8行 IC vol. II pp. 200-201.

196) K. 493 V節 IC vol. II pp. 150, 151; K. 155 2-4行 IC vol. V pp. 65, 67.

197) K. 44 B 2-4行 IC vol. II pp. 11-12.

するのは、小寺院の活動を援助することになり、結びつきを緊密にする。「*saṃ paribhoga*」に充てる財貨の中で、最も多いのが *kñuṃ* (奴隷) である。時には、歌舞のできる *kñuṃ* をこれに充てている。こうした「*saṃ paribhoga*」によって、寺院相互には共通の利害やいろいろな便宜が生じ、財貨の併合・供与を通じて、*ācrama* の場もしくは大寺院を中心とした共同体的な聖域が形成されていくのである。だが、「*saṃ paribhoga*」の実施は、財貨の権利関係の一部に変更をもたらしているが、*ājñā vraḥ* (王の命令) 添記という手続きをえて、法的保証の恩恵が与えられるようである。¹⁹⁸⁾ しかし、王の命令はこの措置を認許するのが目的らしく、これを実際に決定するのは寄進主・創建者の意志であろうと思われる。

VIII 「*pre siddhi*」と世俗の介入

「*saṃ paribhoga*」に対置する「*pre siddha*」は、¹⁹⁹⁾ 寄進する財貨もしくは既存の寺院財貨が指示された寺院のみに帰属し、そこで使用されることを *ājñā vraḥ* (王の命令) で確認した場合をいう。帰属先は寄進主もしくは創建者・施主の代行者が指示しているようである。

Jayavarman I の命令を伴った7世紀の Vat Phou 碑文には、²⁰⁰⁾

「*devāya pratipāditam yad iha tad dhemādikaṃ siddhyatu* (ここに [*Liṅgaparvata*] おいて神に捧げられたもの、そして[値いのある]他のものは神のために取得したものである。)」と書かれ、動詞「*sidh*」は「取得した状態におく・成事する」の意味であり、神の財貨は神の固有のものであることを強調し、「*siddha*=*pre siddhi*」の考え方を示している。

Kūk Prāḥ Kōt の碑文では、²⁰¹⁾ 献供品のリストが損壊しているため詳細は判明しないが、

「V.K.A. *Çrī Cakratīrthasvāmin* (神) に捧げる *Poñ Bhadrāyudha* からの *aṃṇoy* (奉納) に *prasiddhi* (専有[権]) を認める *ājñā vraḥ* (王の命令)」

と述べている。この *Poñ* の寄進品だけが、特別に *Cakratīrthasvāmin* 神だけの専用財貨であることを *Iṣanavarman I* の命令で認許された、と書いている。すでに述べたが、²⁰²⁾ 各種の *bhūti* (財貨) が *Utpanneçvara* 神の「*prasiddhi* (専有)」であると *Jayavarman I* の命令が言っているが、実際は他の神も安置されている *ācrama* の財貨と併せて使用され、建前は「*prasiddhi*」でも、その内実は「*saṃ paribhoga*」であるという実例がある。

713年の西 *Bàrày* の碑文では、²⁰³⁾ *ājñā vraḥ* (王の命令) をもって3件の「*pre siddhi* (専有)」

198) Sahai, S. “Les institutions”, p. 147 n. (3).

199) G. Coedès 氏は、*Tûol Prāsāt* の碑文(梵語)の XXII 節 (K. 158 *IC* vol. II pp. 101, 108) で、「*siddha*」の派生形「*susiddha*」を「有効な・効力のある」の意味に訳出し、クメール語「*siddhi*・*prasiddhi*」などを含めてこれらの語句が、梵語動詞「*sidh*」の語根から派生したものであり、独占的(排他的)な権利という意味があったと述べている (K. 158 *IC* vol. II. p. 108 n. 1 参照)。

200) K. 367 (4) 節 *BEFEO* Tom. II pp. 238-239; K. 367 *IC* vol. II p. 78.

201) K. 90 *Partie droite du linteau* 1-4行 *IC* vol. V pp. 26-27.

202) K. 44 B(2-4)行 *IC* vol. II pp. 11, 12.

203) K. 904 B13-27行 *IC* vol. IV pp. 60, 62, 63.

と1件の「saṃ paribhoga」を明記している。それは dāsa・dāsi (男女の奴隷)・go (牛)・mahisa (水牛)・kṣetra (田)・ārāma (園地)などが、〔Tripurāntakeṣvara〕神の「pre gi siddhi (専有する権利)」であると述べている。すぐ続いて、Puran 地方の Tāñ の kñuṃ 25人の名前が記載され、²⁰⁴⁾ それらすべてを「V.K.A. の ājñā vraḥ (王の命令) が V.K.A. Ṣṛi Tripurāntakeṣvara (神) の prasiddhi (専用) に充てる」と記し、この命令を出した王は、同碑文の別面に書かれている Jayadevi である。さらに、同碑文は寺院の収獲物について触れている。Mratāñ Ṣakrasvāmi にはこの神に田地を寄進したと書いてあり、その次の行には神に raṅko (脱穀米) を供給していることが書かれている。²⁰⁵⁾

「V.K.A. Tripurāntakeṣvara (神) の pre gi siddhi (専有分) として Mratāñ Ṣakrasvāmi は、〔1日〕 raṅko (脱穀米) 1 je を供し、Kpoñ K.A. Ṣṛi Senāmukhavijaya (神) との saṃ paribhoga (共有) 分として1日 raṅko (脱穀米) 1 je 半を供する。」

と述べている。Tripurāntakeṣvara 神のために充てられた raṅko の数量および他の神との共用する数量がはっきり決められているが、しかし、供給する raṅko が Mratāñ の寄進した田地からとれた米穀とするならば、Mratāñ は寄進した田地を実質的にまだ所有していて、とれた raṅko をこの神ともう一つの神に供給していたことになり、前に指摘したような名義上だけ神の田であったのかもしれない。だが、その6行後には、「Dhūli Jeñ Vraḥ Kamratāñ Añ Ṣṛi Jayadevi が、Mratāñ Ṣakrasvāmi に prasāda (無料) で給した sre (田) と prañ (畑)、〔そこでとれた〕 ple (産物) は V.K.A. Ṣṛi Tripurāntakeṣvara (神) に oy (与えられる)」と書いてあり、Mratāñ は Jayadevi から田畑を無料でもらい受け、そこでとれる農作物をこの神に供するよう内命を受けていた。そうすると、この raṅko の供給は後者の田畑からということになるが、前者の場合は、raṅko 供給を述べた碑文の前文でこの神への田地寄進を書いている。ここでは raṅko 供給地に関して二つの解釈を併記するにとどめる。同碑文の梵語文によれば、²⁰⁶⁾ この Tripurāntakeṣvara 神は、Jayadevi 女王と夫君のバラモン Ṣobhājaya が創設した神である。そして、Mratāñ Ṣakrasvāmi は raṅko および農作物を神に供給する仕事をしているところから、寄進主 Jayadevi の代行者であったと思われる。この碑文からは、新しい神が安置されて、各種の家産が神の専用分として寄進され、地方からも kñuṃ が来て配置に就いた。raṅko も割り当てられ、新寺院が十分な機能を発揮できるように設立されている様子が述べられている。

664年の Vāt Prei Vāl の碑文では、²⁰⁷⁾ Jayavarman I の命令が寺院の財貨の「prasiddhi

204) 「Puran」地方のことは、Prāsāt Kōk Pō の碑文 (K. 256 BEFEO, Tom. XXXVII pp. 394, 396) の中に述べられている名称と同じである。

205) K. 904 A18-21, A27-29 IC vol. IV pp. 58-59, 62.

206) K. 904 V, VIII 節 IC vol. IV pp. 58, 61.

207) K. 49 13-15行 IC vol. VI pp. 7-9.

(専有〔権〕)」を *Poṇ* に認めており、特殊な場合の「*prasiddhi*」ということになる。

「*vraḥ* (Buddha?)²⁰⁸⁾にだけ充てられたものすべてを使う *prasiddhi* (専有〔権〕) は、*Pu Caḥ Añ* たちの *cau kaṁton* (甥〔姪〕の息子) *Poṇ Çubhakīrti* あり、幼年時に最初からこれらの〔財〕すべてを任されていた。)」

と記している。大伯(叔)父たち(= *Pu Caḥ Añ*) が神(Buddha もしくは仏教寺院)に捧げた *kñuṁ* や各種の家産に対して、王がその *cau kaṁton* (甥〔姪〕の息子) の *Poṇ Çubhakīrti* に寺院の財貨の *prasiddhi* (専有権) を認めるという内容であるが、すでに相当年月が経過している点など奇異な感じがする。これらの家産は、一般の物貨と区別された寺院の財貨であるが、*Poṇ* が血縁にあたるため世襲的にこれらの家産を引き継ぎ、運用してきたと解釈すれば、理解できないことはない。*Poṇ* が寺院の財貨を取り扱っていることは、これらの家産が名目上だけ寺院の財貨であって、実際には *Poṇ* がこれらを管理していたのである。この「*prasiddhi*」は、世俗の *Poṇ* が寺院の財貨に介入している例であるが、これは財貨における聖・俗の弁別がいかに曖昧で、かつその権利関係が複雑であるかを物語っている。ほかに、7世紀の *Snay Pal* の碑文には、²⁰⁹⁾ *G. Coedès* 氏が「*siddha*」のクメール語化した語句であると指摘した「*sit*」〔たぶん綴字の誤記と思われる〕が載っているが、碑文の損壊のために内容がよくつかめない。以上、「*pre siddhi*」に関する碑文では、必ず *ājñā vraḥ* (王の命令) が添記されているが、こうした財貨の権利関係の変更には *ājñā vraḥ* (王の命令) という手続きを踏み、法的な保証が得られるようにしていたのであった。²¹⁰⁾

「*saṁ paribhoga*」および「*pre siddhi*」の検討を通じて、寺院の財貨の取り扱い方が判明してきた。つまり、財貨をこうした両措置に指示するのは、寄進主・創建者もしくは施主の代行者であった。それは、寺院へ帰属する財貨とはいえ、神の御利益の範囲を施主だけに限るという前述の厳しい告示のごとく、²¹¹⁾ 世俗の所有の概念をそのまま聖域に適用して、財貨に対する権利(原権)を主張し、この考え方に基づいて財貨の存置・寄進形態に介入していたと考えられる。そして、寺院の財貨をめぐる聖と俗が争ったことは、この財貨に対する原権の考え方が背景にあったようである。

例えば、*āmātya* (大臣) の *Jñānacandra* と高官の *Dhānyākaraṇapati* (穀物庫の長) は、「*saṁ paribhoga*」の指示を出している。*Jayadevī* は創設した *Tripurāntakeçvara* 神に対して財貨の種別に応じてそれぞれの措置を指示し、*Mratāṇ Çakrasvami* がこれを代行している。また、*Poṇ Çubhaki* は寺院の財貨を世襲的に管理している。

208) 「*vraḥ*」は「聖なる・崇高な」など広い意味があるが、ここでは *Buddha* もしくは仏教寺院を示している。IV *IC* vol. VI p. 9 n. 2.

209) K. 66 A8-9行 *IC* vol. II pp. 52-53 および同碑文 p. 53 n. 1 参照。

210) *Sahai, S. "Les institutions", p. 147 n. 3.*

211) K. 81 A34節 *ISCC(I)* pp. 15, 20.

繰り返すことになるが、王をはじめ諸 titre の保持者 (vā, ku を除く) は、寄進というパイプを通じて寺院と直接的なつながりを持っていた人たちであり、上記の諸 titre 保持者もその一部の人たちであろう。特に Poñ の titre をもった人の中に、寺院に住んで「pādamūla (敬われる人)」といわれる Poñ²¹²⁾ や「ge dharmmika (信心深き人たち)」と呼ばれる Poñ がいた。²¹³⁾ Mrantāñ の中には、自ら dīrghasatra (大供儀) を催す人もいた。²¹⁴⁾ 断片的であるが、碑文に書いてあるこうした世俗の人たちの寺院への介入の事実は、ほんの氷山の一角にすぎないと思われる。つまり、裏を返すと、寺院が施主・建立者、それに Poñ や Mratāñ の敬虔な助力者など多くの世俗の人たちから様々な援助を得て存立していたことを意味する。

寺院は独自の領域・財貨を持ち、内部では paṃsos (僧) が実権 (āyatta) を握っていたことを考察してきた。しかし、多大の財貨の寄進および新寺院の建立に際して取られた「saṃ paribhoga」・「pre siddhi」の措置は、実際に該当の財貨が paṃnos (僧) の手許に入る前の財貨であったと考えるならば、世俗の寄進主・建立者・施主の代行者などがその財貨をまだ所有している訳であるから、そうした措置の指示は paṃnos (僧) の権限を犯すことにならないとも考える。それと同時に、寄進財貨が完全に神の財貨になってからも、施主の人たちの財貨に対する考え方(原権の主張)および寺院への世俗の人たちの様々な介入に端を発して、前述の寺院財貨の無断持ち出しなどに裏書きされるごとく、財貨をめぐる両者の間に ājñā vraḥ (王の命令) をもまきこんで、様々な葛藤があったことは確かである。例として、Poñ Çubhaki の寺院財貨の管理は、創建者の血縁の立場から財貨についての世俗の考え方(所有権の相続)を寺院に当てはめた例であり、これを Jayavarman I が命令をもって認許しているが、同じ Jayavarman I は規則として寺院の財貨がこうした Poñ Çubhaki のごとき特定の個人 (puruṣa) のものではなく、Tāpasa (僧) のものである旨を ājñā vraḥ (王の命令) をもって告示しており、²¹⁵⁾ 両 ājñā vraḥ の内容的な矛盾がここで指摘できる。

また、saṃ paribhoga・pre siddhi の2仕様の措置に付する財貨は、それを指示する記載箇所の前もしくは後に、寄進主名およびその種別・数量・kñum (奴隸) 名を明記してあるが、その記載様式から見ても、当時の財貨の所有についての厳重な考え方を知ることができる。

IX ま と め

扶南時代の Aṅkor Bórēi (都城趾) と Phnom Dà (聖地) との関係を出発点にして、Sambórpri Kūk 遺跡の居住区と寺院跡の区分、さらに碑文中に数多く出てくる sre vraḥ (神の田)、bhūmi vraḥ (神の土地)、神の sruk, kamluñ kūdyā (神の境内)、dravya (神の財貨) などの

212) K. 341 Nord(4) 行 IC vol. VI pp. 24-26.

213) K. 127 9-10行 IC vol. II pp. 89, 90.

214) K. 154 B 1-2行 IC vol. II pp. 124-125.

215) K. 44 AIII-IV 節 IC vol. II pp. 11, 12.

事例を問題として取り上げ、当時の地域自営単位の pura と、これに付置した自治的な宗教区域 (droṇ vraḥ 神の区域) との相互依存・共存・対立の諸関係を考察した。pura の保護・後見人的役割を担っていた王から発せられた ājñā vraḥ (命令) によって、droṇ vraḥ (神の区域) およびそこに在る神の財貨は、世俗の pura のそれらと区別され、この droṇ vraḥ の特別な立場の認許は、王の威光の一端を覗かせている。

droṇ vraḥ には、精神的宗教的権威の人たち、つまり、バラモンと paṃnos (僧) がいた。前者は徐々に世俗の権力機構に加わっていき、後者は燈明をかかげて信仰生活を営み、他の社会成員と異なる titre を持たない特別な社会集団であった。そして、droṇ vraḥ には幾つもの神が安置してあって、神のための kñuṃ (奴隸)・田地・各種の家産があり、paṃnos (僧) が āyatta (権限) を握り、中でも paṃnvās^acas (老僧) や paṃnvās kulapati (高僧) がそれら神の家産を管理・運用している宗教の場であった。

神の財貨は、神の所有に帰するが故に特別に考えられるのであるが、ājñā vraḥ (王の命令) を添記した神の財貨が pura のそれと異なるという事実の背景には、具体的に ākara (賦課租) の免除などの経済面の特権があったと思われる。この寺院の特権をめぐって、名義だけの神の田や寺院の諸貨の無断持ち出しがあり、聖・俗の間で財貨の出入りに関して悶着がおこっていた。

財貨を寺院に施与するに際して、権利関係の変更があった。そうした財貨の寄進・存置形態には、「saṃ paribhoga」と「pre siddhi」があった。前者は droṇ vraḥ において神々が共同で諸貨などを使用することであり、多大の寄進・新寺院建立・合併の時にこの措置がとられる。後者は諸貨を特定の寺院に限定して使用する場合であった。これら両仕様は、寄進主・創建者・その代行者によって指示・決定され、ājñā vraḥ (王の命令) を併記してこの措置に対する法的保証を受けていた。施主・創建者および Poṇ など多くの世俗の人たちは、神の場の様々な問題に関し、それが寺院内の paṃnos (僧) との間に摩擦・対立を起こし、どちらも ājñā vraḥ (王の命令) を盾にその権利の正当性を主張している。こうした世俗 (非宗教) の人たちの権利・権力やその富財に対応する paṃnos (僧) の態度は、聖職者として純宗教的な立場からだけ応接していたのではなく、やはり実際の面における宗教各派の勢力・組織関係などの損益・利得に密接なつながりを持っていた点、これに世俗勢力が介入していた事実をもっと捉える必要があるが、史料上の制約もあり、これ以上の言及を避けたい。本稿は、主として7世紀から9世紀の碑文に現われた王の bhoktr (保護者) 的立場を背景にして、地方の権力者・世俗の有力者たちと、これを取り巻く宗教的権威の人たちとの間の相互依存・共存的な面および対立・葛藤的な面の常態、つまり、王権と世俗の人たちの権利と聖権のどろどろした関係を Préangkor 末期から Angkor 期への連続性が示される中で考察した一試論であるが、古代カンボジア史を考える一つの手がかりとなれば幸いである。